

洋学文庫
文庫 8
C 457





私印
諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

諸君御座

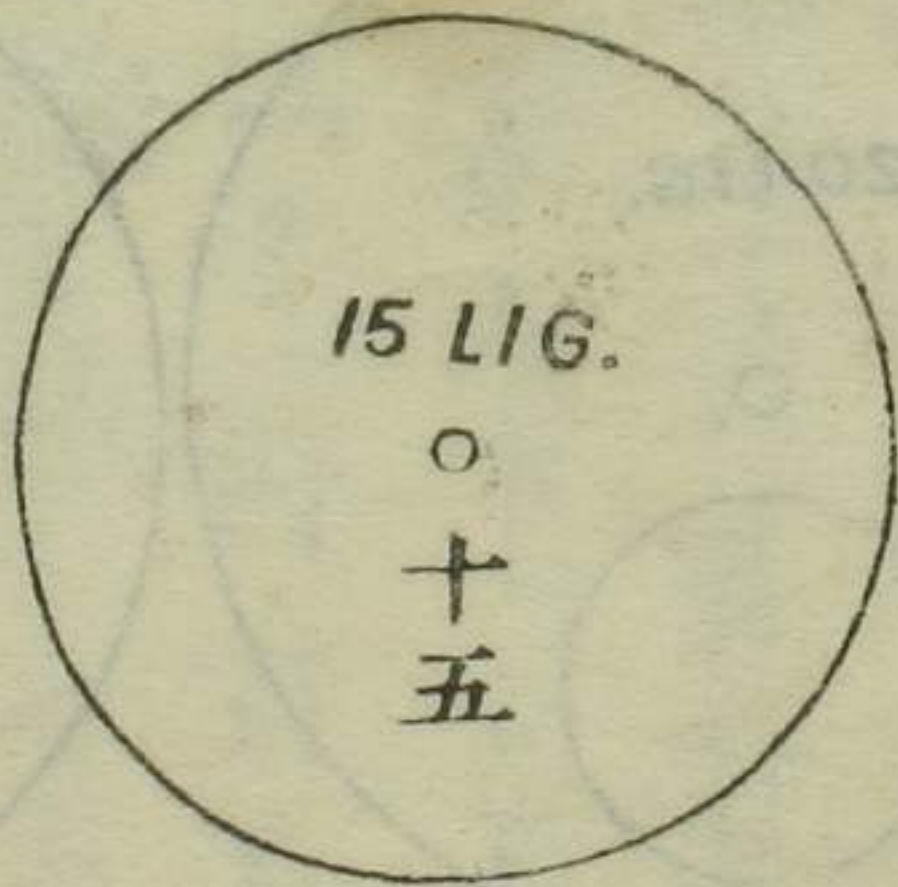
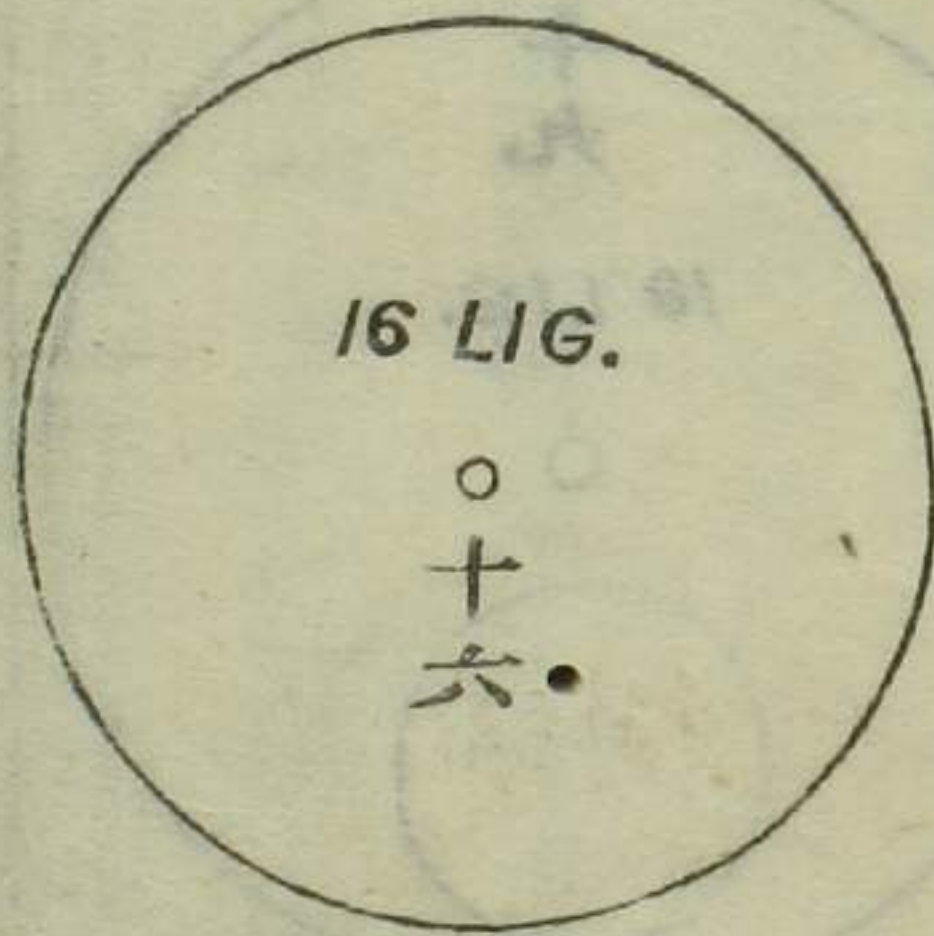
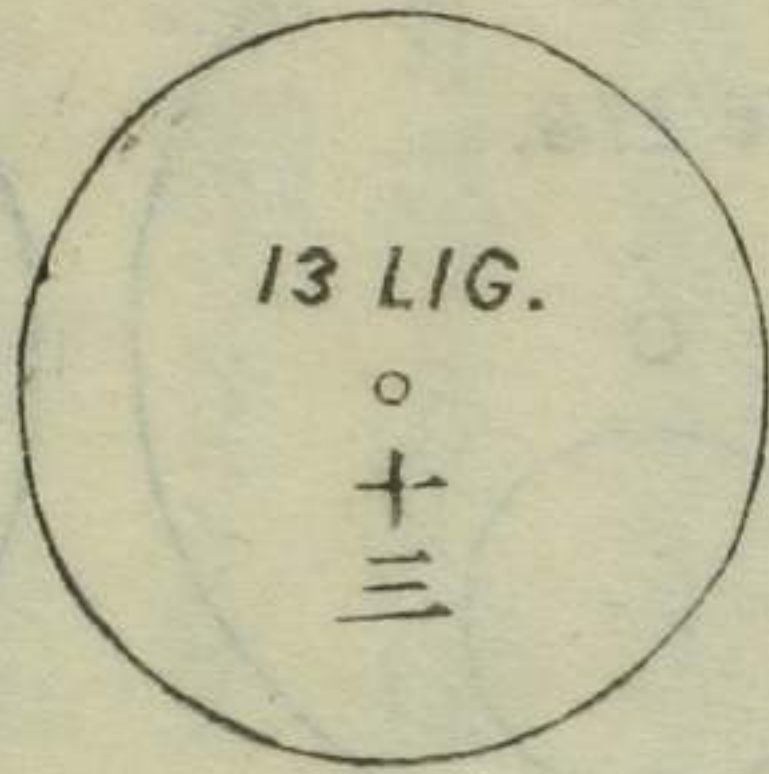
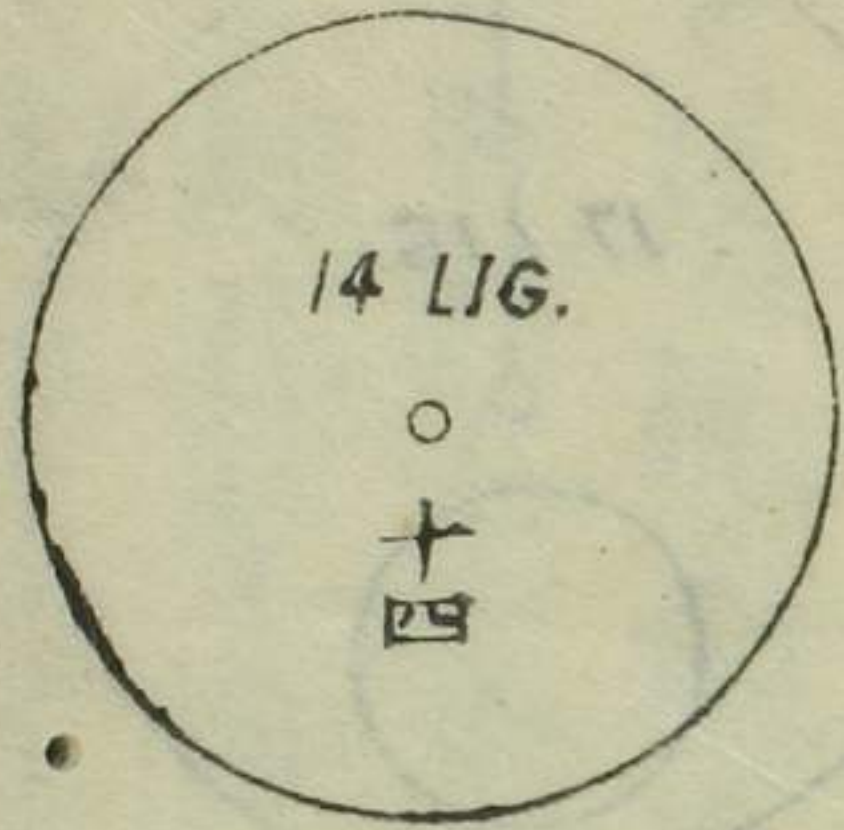
諸君御座

諸君御座

諸君御座

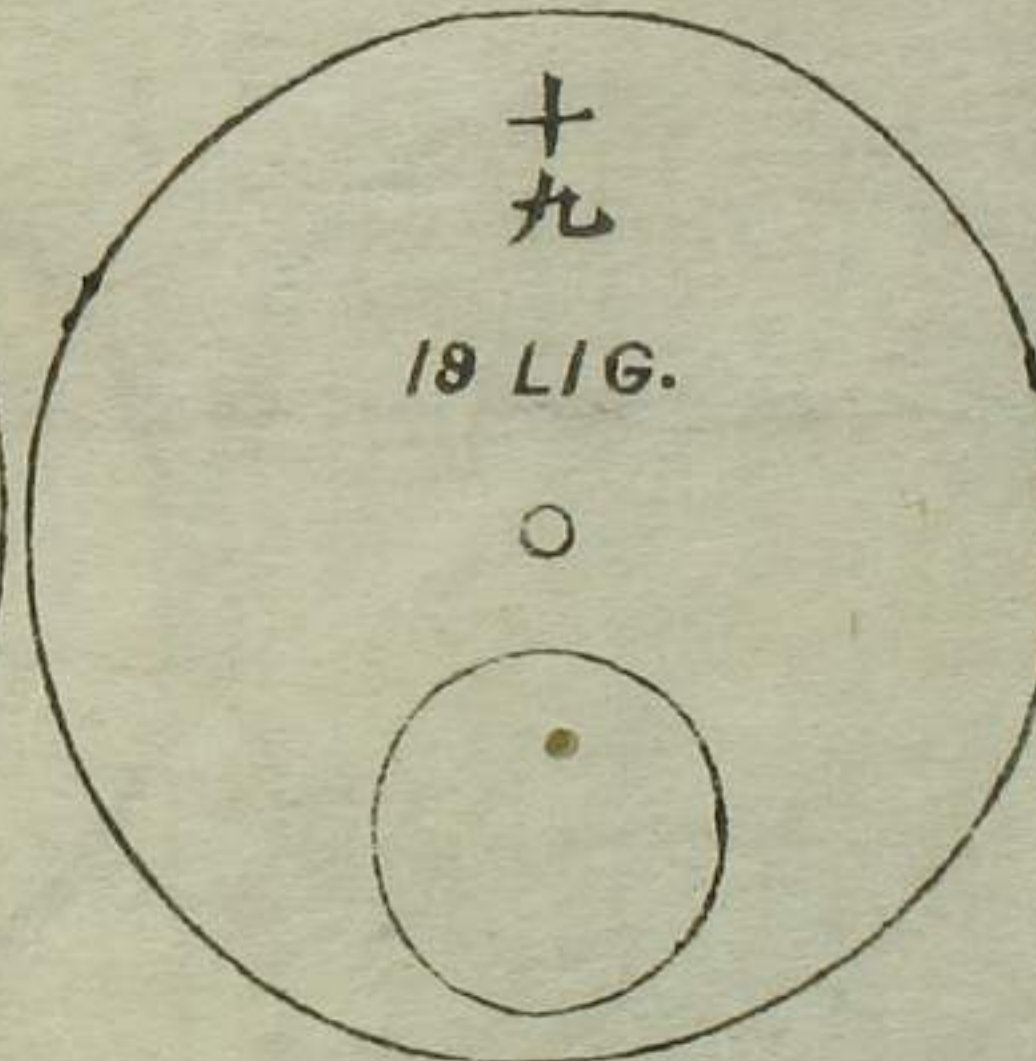
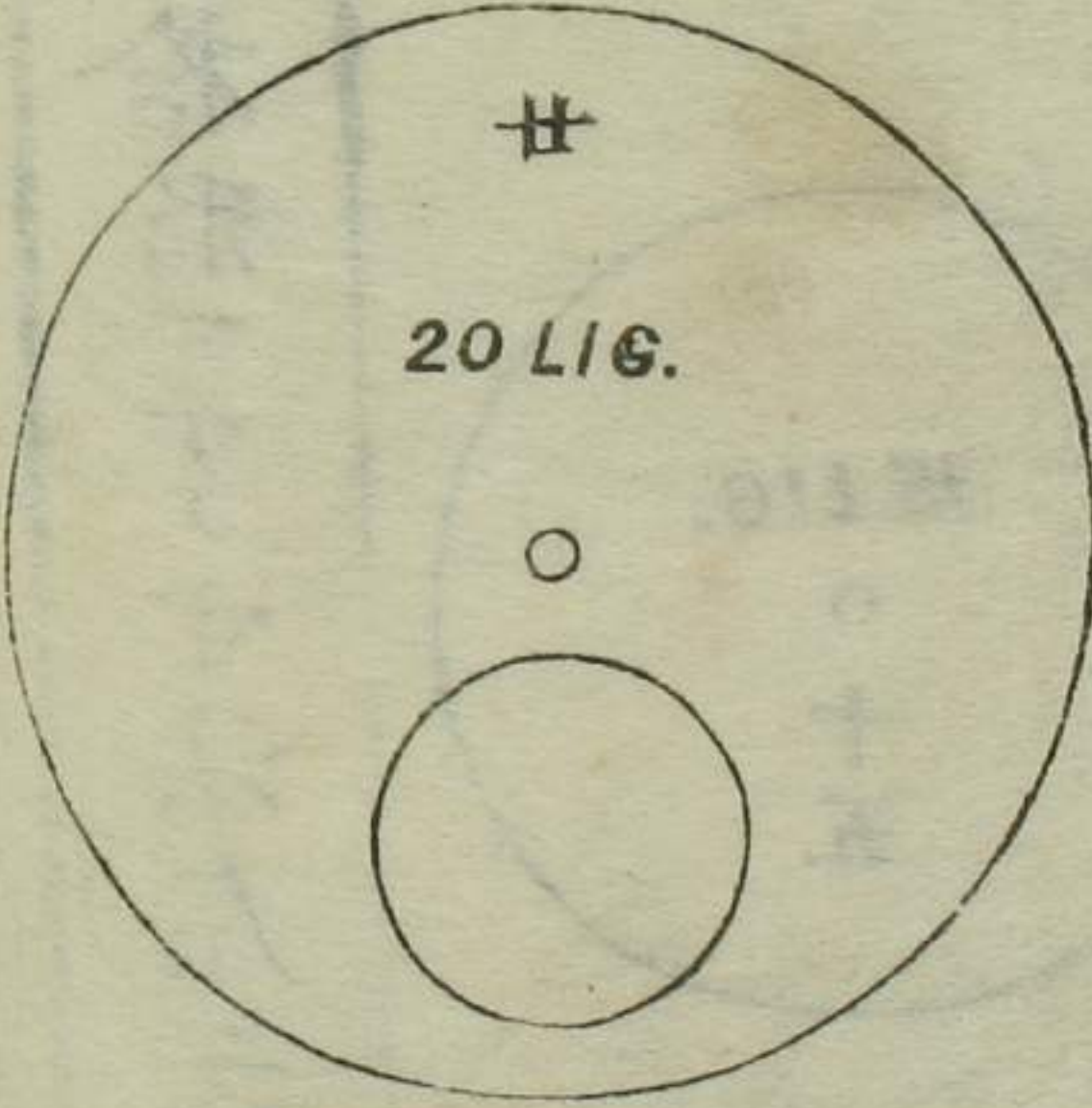
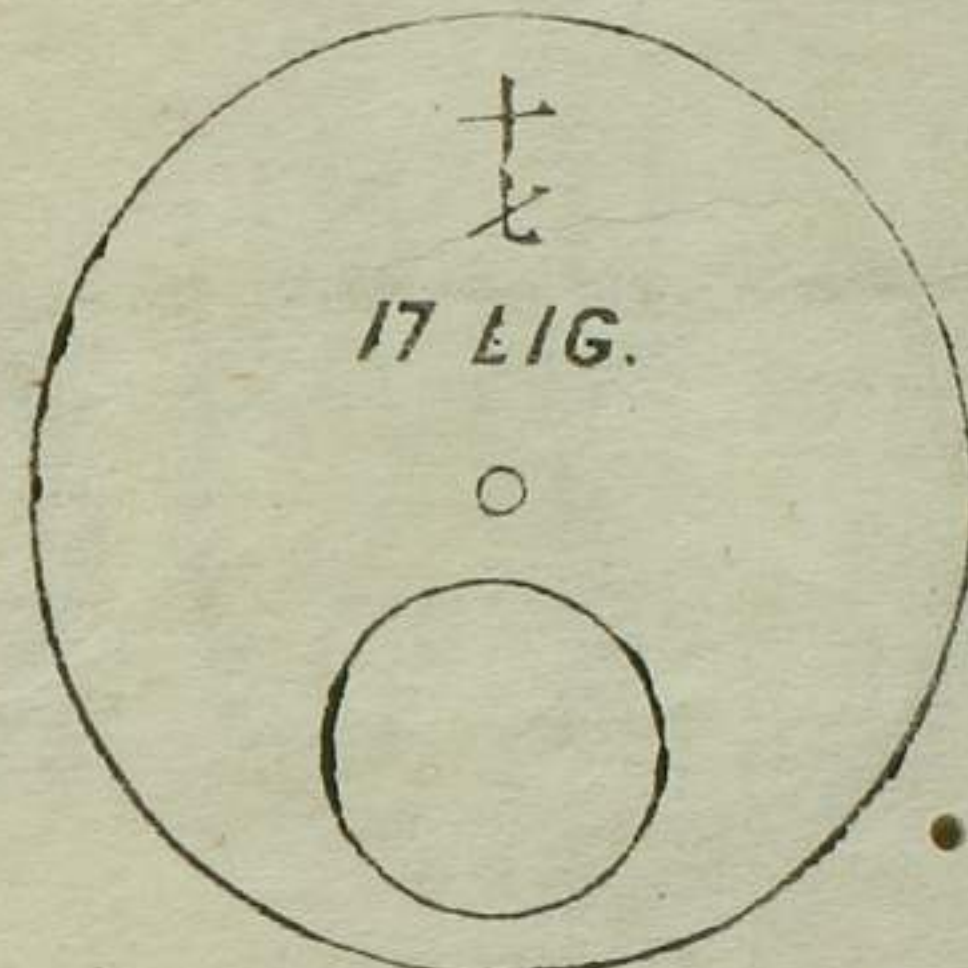
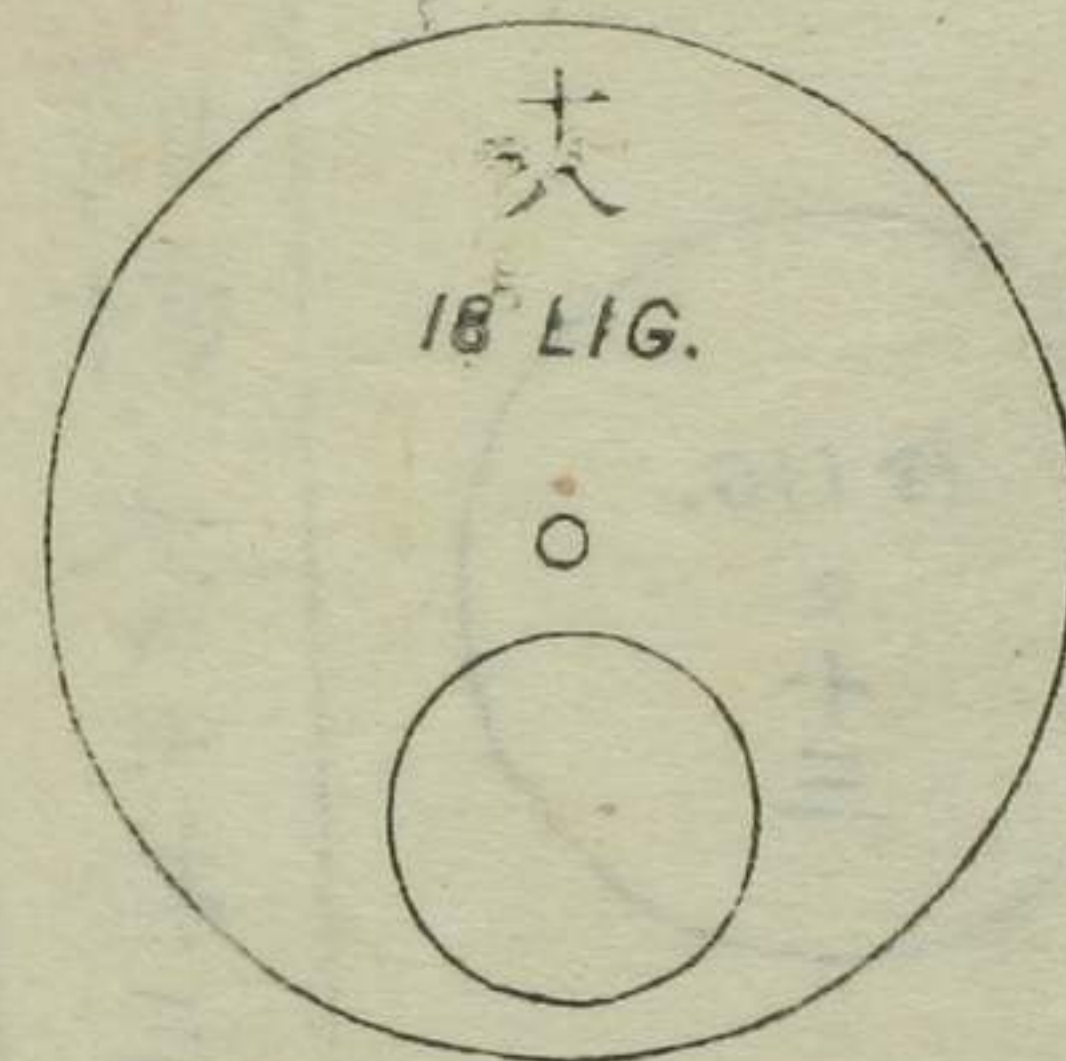


時計ノ大キ廿拾三形ヨリニ拾形マテノ寸法左ニ記



Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '大', '中', '小', '一', '二', '三', '四', '五', '六', '七', '八', '九', '十', '十一', '十二', '十三', '十四', '十五', '十六', '十七', '十八', '十九', '二十'.

時計を持てる人々専ら其法を得る事
 を示し其注意なすべき事なりハ時計を
 よき有様を保全する者小をみどり
 擇る心得るを掲げ示し次ハ時計を
 買はんし欲する人ハ時計の標とやうの心
 得るは法解論す
 第一時計を日毎に巻くべき時を尋ね
 せん刻限を用い時小懸くべし右鍵を
 度し過さるや小標め数を定めて時計



をやすき又ハまく色加減の布ど合よき
はつけし解るるに

時計の鍵を着服のかくしの内に入置く
をさすに、あついで、鑄る、又、ま、つ、ハ、ち、り、り、を
その遠入る、又、不、置、ぬ、や、し、り、を、海、を

申由一

時計をまゝ、時計を強と動かぬや
し、様、し、存、し、及、し、時計を巻ん、
鍵、し、其、小、時計の、ま、ま、ぬ、や、し、小、深、く、心、を
申由一、然、ら、ば、し、右、より、左、へ、時計

を、持、つ、る、に、た、り、り、と、す
を、し、つ、い、い、時計をまゝ、時計を巻、
所、し、巻、つ、い、を、ど、し、な、ら、せ、じ、し、し、順
お、し、巻、終、る、に、

平常、い、な、き、事、な、れ、ども、時計を掃
除、せ、ば、又、も、油、を、か、め、る、事、な、り、十八、月
あ、つ、い、ハ、二、ヶ、年、の、時、も、運、動、せ、し、め、ば、し、
を、あ、つ、い、に、置、つ、つ、に、

儉約、せ、す、し、し、時計の、ま、ま、を、ま、た、す
時計師、よ、き、の、ま、を、掃、除、を、し、せ、し、む、に、

その心を以てしるすべし。時計の器械の車
が油を以て運動せしむるは、油を以て之を
車に於ては、運動せしむるは、油を以て之を
生し、其直に辨も至て高價よいくる
事を發見するとの、もろくは十分奮
の如く直に得る事難うべし。其時
に於ては、時計師の毀傷せしむるは、其の
罪を時計師に負ひしむるは、其の
其時計は修理を加へしむるは、修理を加へ
る前の方、時計の運動が宜しうなり。

ゆえなり然し、前條の事情に
於て之を察すれば、其時計師を罪す
るそのが却て其罪あるべし。今是を
譬へていふ、人ふま病を療治せん為よ
し、そのまの醫者を遣ふべし。然し、人
醫者を遣ふに、その朝まのくまやまの
重くし、其病不治の病に至ると、同日
の候し、つらべし。時計は於るも
是より、時計は母肝要の
なり、其懸るなり。

懐中時計をなすはらなるもの針のつけを置
しきよ夫「リューズ」輪をさうやう針のつけ
づらげうらめず懸く下へ臺をおき
かゝるものをさうさう持せ置くやうに
保護すべしまた時計を平らふおき時
系軟なるものを平面ある上お安置すべし
即ち「ラシヤ」また「ビロード」よりの物乃
よも置く是を以てさうさうに是等の用
心をせざれば「テンプ」が時計よりの所の運
動をさうさうやうさうなるものの上よ

とくは安置すれば更に時計り変化
の運動を醸さば然せばこれ時計運動の
間とさうさうの変化を誘引す
時計を合せんとする時計の針をさ
さくまじりさうさうにさくす
げ且さうさうけて器械の中「エシヤツマ
ン」とりさうさうさうさう「殊更よ心
を引いてあう」添すづらげ「コロ・メー」は
さうさうの「シリコン」は堅固なりといふ
も針をさうさう添すづらげ「アン

クヒ子粒ていむも時計の図らきも損傷の
難を避るゝめふあふへそしきんはらそ
前つまいすじ

着しし時計を合字
る節時計の變化
「ニュ」上る時
るあふ研み針を二
「リ」上りけい
刺し下し決しをけなすおやりの
しきい二三「ニュー」上る限も戻すも
うさくとるじ

Horlwin
ホルタマン

蹄の五時計を懐中
ふはらふいもさむらひよりそ暑
はらひ

寒さにてをわいて變化する事あり
其刻を針をさやうど時を何れせ置
るし時計の緩急動かきし暑季
さくつる

時計の表のものがはらぐはらぐす
開くつるす時計は塵をそのつる
汚し掃きのをき清浄なる着服のか
しの中よのきで大事に保つる
時計のうるまを直さんとして其
品を依頼せんとして前よにわかれ時計

五

師の細工の巧者たる切者たるをよき見立
てその後一之を頼むが其故以て
なるこの厚職人の不熟者も任ずるも依て
大事なる時計を毀傷せしむる事あり
かゝる事

日本に於て時計が必らばなけりといふ
ぬ要品と定まりて多く人が珍重致し
まける其時計の細密なる機関の仕懸
を非へあつたさげしを製作しその
なり其匠らりれしる時計といつふ

そのハ持主の生涯の間懐ふし
日用の重寶と考へるべきものなれ
なり而していま時計の善悪も操
り能くする人づき若し機械あるん時
計を買ひしと思ひあるて却て恒
つぬ時計を買ひ得る如きの事連ひの
中へ事なり其ゆえに此後の事
子悉くはなびらるの事後きつせ
おしこの事の時を考へるすおし
是る時計を高き我は

今日の義勢ぎせいよりそのやある事を
時計の事は ~~絶~~ 別におしりその
ハ外よりある ~~ゆ~~ 時計屋が必らに
ある後えき居をあれいあるぬ時計製
造の ~~み~~ 術より ~~み~~ 具学問を以て
人より ~~お~~ 外よりある事をあり及び
すれより時計の甲乙を見よく
法けく ~~正~~ 考つをたわよく得た
せん々考ふ而して時計といえるもの
ひく ~~み~~ 種類 ~~が~~ ~~分~~ 裂 ~~し~~ ~~て~~ ~~い~~ ~~く~~

道の業を異にする及び時計を
見る事の本の極鍛練ある人より對して
なれ ~~い~~ 度眼 ~~の~~ 外あるもの
年 ~~に~~ 違 ~~い~~ 不鍛練ある人の時計
の製造 ~~して~~ ある中小散 ~~る~~ かくて
あつても ~~を~~ 見頭 ~~し~~ 出す ~~ら~~ ~~る~~ ~~が~~
なき ~~ゆ~~ 之 ~~を~~ 様 ~~る~~ 時計不案内ある
人より對して時計器械の組立 ~~を~~ 考ふる手
術の学問を以て ~~ら~~ ~~る~~ ~~ぬ~~

ニツの時計をくゞゞゞゞゞゞゞゞゞゞゞの時計
がよゝゝゝんゝゝゝ見すゝゝゝ二ヶ月三ヶ
月の間を檢査せゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
時計のうらゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
んゝゝゝゝ事^を十分^安心^{ある}うらゝゝ
せゝゝゝゝ申^{され}ぬ
時計の器械^くゝゝゝゝゆゝゝゝゝ
ニツケルゝゝゝゝ堅^牢を要^すまゝゝ
鋼^くゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

入^るをををを製造^せゝゝ時計の器械
の組^立を為^さるゝ前^の一^部分^のゝゝゝ
ゝゝゝゝある具^一まゝゝの儀^の器械
を鋼^よ浸^しゝゝゝ堅^くあるゝゝ
ゝゝゝゝ其^の器械^の一^部分^のゝゝゝ
すゝゝゝの部^分をよ^く新^{しく}曲^まゝゝ
まゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
器械^の間^が互^ひに^運動^すゝゝゝ
やゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

こゝへ入る時計の器械を一部分をワケたり
てしう小解をくす時をきき曲り積り
ららるを開めし前よりある堅固
器械の順序をくすつとす組合すべし
ふよび種々の運動器械のまゝに
かゝり変化せぬしきよ前より
と心を用ひて正しく組立すべし
さやう小細密に運動するやうに出来て
居る時計をくす所の些細なる
ちりちり雑多にせし幾年間も運動の

連続をさうしに保たぬものあり
かゝる時計をくすばく掃除せしめ
而して油をかせさせなす
注意すべし
あゝき時計の種々ある部分を氣を
つけどに組立てるその具中その
部分の一種々の器械とらるもの
の品をまゝに組立てる所は
製造する所の時より
運動せしむる
製造人

之廢業より造作せしものよりなれども
このハ不効者なる時計職人の少中の
ありしをぬりしハ其の真匠より
おのれを真匠とす下直ありしハ
る事多し而して職人より於て時計製
造を仕あげん細工の念を以て
は多し其の時間を費やさざる事
時計を製造するの次第を少くも
ざり人が日本へ持渡りし時計を成る
るにけり其の真匠より時計を造る

欲するやよ多し其のハ大
いなる心潔なり

あり人のしるしは先達より
安價の時計の能くしるし多し其の外國
人が見たりその安價の時計を仕入る
事を條約ししるし其仕入の
時計がらふ不具合なる品より着
るやしと運動せしる時計を
ありしは其のハ本國出帆
の時その時計をひきつる拾得し

未だくさる卒忽なる誤なりこやうなる
次第故にまづ方所持るす時計を
諸國より来る及び各々製造する時計を
目毎に認むるに試見するに而して
其時計を平常に運動させ置くにそれ
の事ハ買人の苦情をうけざる為なり
買人の安直殿なる時計を何れも買ふ
その需むる要の時計ハ人々死時計と
いふ名を呼ぶるにその時計は其の
時計を運動させんと欲して是と志づく

時計師は如何に直さるる然し其ハか
らうに其直しの代料を時計屋に遣は
し其直しの代を度いこらふ要の金高
をばら重の計算を見せしむるに
やとて直しの買主は時計が甚しく高
價なる時計なるより其ハ其時計を
運動ハ滞りなくすべしとて然し其
らそれハ時計を幾くしておしを
る等の頼むるにあらぬなり
あしき時計をときとてハ強き「ゼン

マイ「わく」出来て居る其あしき時計ハ
すこしの間多うくハ運動せしむを保
び而して時計の器械の運動はつきり
すれらふ時ハ「烈」しき音が出るとや
の「烈」しき音のする時計ハ果して度
の修理を加つて「堅固」なると直しを
直すも至つてハ「堅固」なると直しを
加つる事ハ「出」ぬ「心」を「なれ」あ
き時計ハ「お」ひ「つ」の「瑕」を直さんと
すれハ「ま」わ「外」の「瑕」を見「出」す「然」ら

其瑕を「無」さん「直」しを加つる事ハ
「お」ひ「つ」の「瑕」を直さんと

「合」め「あ」しき「時」計の「第」一の「所」以
るものハ「な」い「も」の「た」ら「し」き「た
ち」の「廉」價「な」る「時」計を「需」むと「欲」す
し「も」の「一」般の「通」情「な」る「因」り「な」る
「時」計の「技」術「ハ」つるものハ「学」ぶ「に」つ
いて「手」重「な」る「も」の「た」ら「し」き「た
ち」の「廉」價「な」る「時」計を「需」むと「欲」す
其「技」術「ハ」遠「く」な「る」に「数」年「間」の
「経」験「を」度「す」る「ハ」勉「強」を「盡」す「而」して

学問の知識の多きを得る小なる
時計職人の貧乏日本のおちよの誠
計うらやどちうけりるる及び日本
人の時計職人の中より最も時計の器
械をふたつのおちよ小取扱う事少十
分出まらるる功者なるものハ
稀である丈夫は極めて運動の中心
器械も其器械のうらやれを
ちうけりるの細密なる細工を
其價も関係する然しそれにおど

ろくぬきを向うにあらんとも
時計がやうなもんあしき種類
等級の時計で何れゆえに驚くべき
あらぬものいふらん日本人の過
半時計をかざり物のぶくよ
厚く居る及び耐法物のやうに考へ
所持の時計を賣り買ひする者
多くある而して時をもちる者
を困むものもあらぬ丈夫は
前案より後より日本人を時計

學問を大いに勉強せしむるがて多年の
経験は遂に之を以てしては時計の學
問の知識をひろくしつゝ事を了解せぬ
時計を仕入る人々甚くして之を以て日本
のあけられへの氣をなぐやう極下等
乃種類の時計を安直販賣する者
持てゝ其ゆえに日本の時計職人の後
たる間も於てあるべきにけ勉強を積
てよき細工人もあらんが爲の而して十
分は器械製造が出来るやうもあらん

しめ及び時計の世話がなされるふある
る者め而して修行を志しげまん考ふ前
段のよき時計を認る
爵繪のくるし細工の精際ありし七寶
やきの、實際しする金々の細工の、實際が
おもしろある其細工を日本の人々功者
製造仕向ぐるまゆえに歐羅巴人が類
羨しおもしろ其細工をひさしくか
耐して職人の不勉強を向つて勉強す
事をのぞむ及し其細工の元入の失費と

いふものの甚く高價のたゞし其の
製造人の得るまらの利益といふ
ものの甚く少くを其うちには
をくんど利益のたゞし其のたゞしを
まらば細工の安直のたゞし其のたゞし
てまらば細工の安直のたゞし其のたゞし
ち得ぬ
時計は作るもまらば前踏のたゞし其のたゞし
時計を製造するもたゞしの注意を厚く
する他の仕事よりもを専一に肝要の

事であるから一箇の時計を製造
するに及ぶ其器械中のを樞要な
る器械の出来に及ぶやそのたゞし時計の
等級が及ぶに及ぶかそのたゞし其の
部品のたゞし其のたゞし其のたゞし
時計が及ぶに及ぶ出来に及ぶに及ぶ
等級をつけらるる
おもに「コロネット」の時計を時計乃
うらむに及ぶに及ぶ時計に及ぶに及ぶ
若しその「コロネット」樞要なる器械に及ぶ

の時計の機軸なる器械は、もとより仕
 あぐらに居るものハ「コロメートル」を以て
 出来あぐらに居るものハ「コロメ
 ートル」を以て時計である。

他、このようにして時計を製造するものは、其
 出来あぐらに居るものハ「機軸」なり、
 こゝろ然して其より出来の時計の器械
 中、機軸なるものあり、物があるより、
 眼をくらひて、其より出来ぬ、
 ノメートルに名づけられたる時計は、
 真なる

コロメートルである、
 コロメートルといふ名を以てするものは、
 時計を買んと欲する人々、
 八咫の杖に、
 といふ、
 る、
 為し、
 なる、
 きの、
 計の、

あまふれしむら其方きさの區別しつゝ
のとき時計の内矩をとりてはあまふれしむ
らういひまゝ刻限をとりけけしむ盤の
矩をとりてし及び金皮ありし銀の
の時計の外矩をとりてしうらむいん
るわいを華著る形ちの時計を買
て用いんと人あつちゆえり賣人が花
著る時計の中き内矩のとりしき
取らばしと取らばし外矩をとりて
ちいさき時計を大きき時計のやう

コロノメートルとあるゆえに時計の上ま
コロノメートルといふ名を負するなり
殆ど二三年前世上の人があつちゆえり
時の流りよ速て時計を專し用らるる速
の流行しむる原因を以かん
いつて當時流行して世の人の殊更
好む時計しつゝそのめいれちるゆえ
器械がどうしとせしむる好し其
用ひし見しとて後悔する事たうり
出来ぬ夫れ對しと儀論をなする

世の人の考ゆへに至極に及ぶ事
たつて其のけり世の人の流行する
心得速をいへちりさくきやとや
女時計をいへる色どめをいへる
何れにいへる時計を大ききもの
器械の手文夫よ出でてあるゆへ
この堅固の時計を用ひぬ事
をいへる意をいへる事
かゝる一箇の時計の爲に
何れにいへる事

たつて其のけり世の人の流行する
心得速をいへる事
かゝる一箇の時計の爲に
何れにいへる事
たつて其のけり世の人の流行する
心得速をいへる事
かゝる一箇の時計の爲に
何れにいへる事

すねくちら其時計は用ゆるく
工合がよ
あつて而して賣くところの時のやうに
よき工合を速りていつをも運動を連
續してゐるの

日本の人は今日までの考へを換へてふ
つきて第一は心算の次第をあらわす本
がうけつてゐる氣をとめて、
ガラスをひらいて中蓋のあつた時計を
運動する器械のつくりかたよく見えて
至極見事な見事なゆえに日本人を

たいていそれをするのめども
やうな物少く甚くはやくつくつた
不はなをせしむる長時計を
度で直覺を時計師から
まゝに長よふ時計の車の
の中蓋のあつたものが
中蓋のあつた時計の
を好むかやうなもののゆえに
そのあつた流行を慶んで
一層の意見をくらしつて
十九

運動を身して扱弄物と云ふは其の考ふる
つとむるが如くはなして取らるる物も
やゝ考ふるに附するものなり
時計の中蓋といふものゝかゝると出でて
取らるゝのたゞぬ其のけりつと一器械の
車の輪以外の器械の行あいつきあつた
事を豫防し何れいふ事をその入り
る者すす中蓋ゆえにかのことを製造
するものゝいふぬ仕つて其のガラスの中蓋
のたゞし時計の危険なる物を扱ふはふ

ガラスの中蓋と云ふは其の考ふるが如くはなして取らるる物も
やゝ考ふるに附するものなり
時計の中蓋といふものゝかゝると出でて
取らるゝのたゞぬ其のけりつと一器械の
車の輪以外の器械の行あいつきあつた
事を豫防し何れいふ事をその入り
る者すす中蓋ゆえにかのことを製造
するものゝいふぬ仕つて其のガラスの中蓋
のたゞし時計の危険なる物を扱ふはふ

を自見するものありては、
さるゝの「テニブ」を見たる者
ホカラスとあるものの中蓋の時計を
支那人も所持する事を入る所
す。果初め、羅巴の時計を、支那の國
に懐中時計をとり、
時計を二つ、
用辭をなぬものありて、
あらざるものを見たり、

ちよとて、
一度、
大う、
計と彫物、
そのむ、
そのむ、
其彫物の、
とら、
とら、
とら、

を出来のうちにしつゝぬ撥るゝあつゝを隠
さしつゝかゝり手細工のあり物をしつゝおと
具上りゝその彫物がよふつゝもまゝいゝ
事の彫考もなふおやうゝ彫物の
ある時計を好むそのゆゑをいゝ使し
買つゝまゝトもいゝそのまゝを意感す
為衛と改きりつゝかき人ゝ澤山ある金
を後々の買人がつゝでし費やす事を
あつゝぬゝあつゝいゝいゝも拵るゝ
出来ぬつゝの事を人ゝとゝいゝら

て居るそのゆゑ「アングル」を刻き時計
をやらす事、直股を「買」やゝつゝる事を
やゝる事、必附る然すゝるも「シリ
ド」もつゝいゝ運動のよゝ連続する
時計を同一直股を「買」つゝゝゝ
い金を出さるゝ價上げの事、眼の
よゝあつゝ其時計の運動いゝいゝもよ
く連続しつゝ連しぬ
人ゝ六圓より八圓五枚錢を「買」ゝ
つゝの時計を「買」束を物とあつゝ

鐘と指圖する者ありあらず
も八圓より九圓までの價を日本
より人望を得る時計商人のうらを
諸合賣の「シリンドル」の時計を買ひ
しめたる方々餘をど懐かある然し
賣つたる金だけの物を残すもあね
後悔する事いかなるにあらぬ
器械の損傷しやすき物なり之を保全
する事うら心を用心せし其損傷に
やらず物を保護するの道徑を

時計の器械を直す
りて代價を拂ふ事をうら
らうとあつて
若し時計を水中におく時
時間をうらむ時計の外蓋を
開き油の漏れの中へ
其時計を浸し熱く油の時
器械の内部へ油を注ぎ
石炭油をいれし油を
を直す時計師の家へ持ゆく

然るに運動中そのゆえに鐘を
動かすにその用心を小奮の
たたくに十分を待たぬといふ掃除する
事難くそのゆえに而して其運の金
價もむ高料とて且も其金
中蓋子振のあとにはほきくはぬらん
をとりて革切を織切と等の中蓋
のうらうら異つてゆえにそれを
いふにあらぬといふきれまうといふ名にれは
をちりぶらとて其鐘の穴にり落るて

時計の器械は西より運動を故鐘に
なるに及んで二三ヶ月を経る果して時
計がとちりぶらとてそのゆえに
時計を動かすにその用心を小奮の
たたくに十分を待たぬといふ掃除する
事難くそのゆえに而して其運の金
價もむ高料とて且も其金
中蓋子振のあとにはほきくはぬらん
をとりて革切を織切と等の中蓋
のうらうら異つてゆえにそれを
いふにあらぬといふきれまうといふ名にれは
をちりぶらとて其鐘の穴にり落るて

高價の多しある一及び唯下直の時計
し向ひて居るがゆゑふと遂に大なる
保費すまきを忘却すりゆゑ一
價の多しある。

かくの如くして見れば廉價の時計
より高價の時計を多く高料で考
きよりよ道裡を費明す一及び下
直なる時計は高價の時計より濫に
大なる高料の價あるを尤高價の
時計を少くするの賣損をなして

賣却するは得る一出さるるそれ
をいさし用ひても何のさし
もねくて運動もまじしを
ん

下直の時計を多くいさし
たり出さるる修る上等の新
時計を買んぬる多分の損を
廉價の時計を賣るる之より
ぬきしる上等の時計の功
能がより知れりかゝるる
下等の時計を

信賣らん事果して疑ひあるべし
時計を撰用するはなるべし
時計よりも大きき時計を用ゆる
及い女時計よりもなるべし
を聞ゆべし
小き時計を見事なれども
ききき時計よりも止る事多し
時計がたつたききゆえ器械の
場を多しと及いすづきの
してがよき出来て居る

あつても大ききものも
の加減のよき時計を持つ事
及いその時計は
置るかけ時計は
をえり度し
らりなるべし
のよき時計を
十六形の大きき
空の十八形の大きき
かく定む其内を
買ひ人の

適宜の事なり

時計のほり出さるるを極廉價
に買ひ出さるるに似たり
るる次第ありまいかる
るるさんよりい時計の本職業者
時計屋を結ぶ世上の人を
買ひ出さるるに似たり
為ふるにぬるるに似たり

よる附する事然り
むうー佛朗西國の第四世の「ヘンリ」
たる帝王「公使」コルベール
建白せし事を「掲示」せし
其建言「佛朗西政
府より免許を得たる
造所の職人仲間なる
株式を主たり
の「公使」より政府へ
それ「時計屋」の「時計」

學文 理の學科を以て 文 藝 學 を 勉 勵 せしむる
 乃ち、時計屋といつる名目を得んとあ
 及び製法造せるもの、時計を公にせし
 専ら人をあきらめ、検査をうけけし
 志し、ついでなくては、此時計製造所
 職人仲間の名を以てし、其の技を
 公使「ホルベ」に告げし、心遣りありし
 願立るるに、其の技を以てし、
 時計の限らば、その技術のいかに

其後、至りて、此職人仲間といふ事
 の廢止せらるるに、其の差別
 なく、時計を賣擲し、事を自由し、許
 可せん、其の時、もて、買し、来り、人々
 一、數かきりなく、賣造のよら、からざ
 る、時計を賣つけ、ついで、
 法蘭西國より、おわ、む、ハ、條、
 ち、き、さ、の、ぐ、る、事、が、時、の、開、行
 ころ、の、も、方、合、し、年、の、時、計、を、買、ん

欲する人の形容どつうよく思つて
器械の悪しき時計でいふくまひよく
正しき出来向うのとき時計を買い
需めんとするに至るはいつかの所
いつか時計屋へゆきて買ひよる
時計を買ふ事の外おぬり事
権もよく知覚し居るや
「ドボア」はフランス國の高名なる
時計師が書きたる時計細工の

持至がまの二三年ぶの「時計専賣」
は舟目く見つて入り金を奪取す
るがぶき不慮なる所行を多しせ
ゆや「時計」の及び我等小
了時計の名もやの教導し
「示す」は前條もつまびやく
解し「めく」十七「十八」の時計を
よき持項なる時計と
「時計師」の利益をむかふん
する為にあはれく甚持料を買ふ

人の多く用いて重寶するものなり
その多くは海意するものなり
すれども一書に記するものなり
其の三年は最早く懐中時計あり
懸時計より多し
おのれは四角製造するものなり
其の三つを佛蘭西國におのれを賣却せり
而して懐中時計および掛時計を大
畧に業ある時計師におのれを販賣せり

其頃の景況は目今の形勢より
異なるなり
ランプ屋や道具屋小荷物屋中買
書籍屋筆の見せ物屋時計を販賣
するものあり
業の變遷を示すものなり
その製造するものあり
時計を外國に掛
るものあり
其の時計を人々買ひぬるものあり
鐘ひ

時計を買ふらん〜
 日〜に敷むらんが爲〜
 一いつ〜むつ〜
 懸るは方々を考へ奉るを總不た孫
 此少〜もあ〜ぬ〜
 時計を高賣せん〜
 懐中時計の心臓を考へて
 賣らん〜
 此少〜もあ〜ぬ〜

時計を高く賣せん〜
 一いつ〜むつ〜
 懸るは方々を考へ奉るを總不た孫
 此少〜もあ〜ぬ〜

時計を高く賣せん〜
 一いつ〜むつ〜
 懸るは方々を考へ奉るを總不た孫
 此少〜もあ〜ぬ〜

時計を高く賣せん〜
 一いつ〜むつ〜
 懸るは方々を考へ奉るを總不た孫
 此少〜もあ〜ぬ〜

併脚西國の「ドボワ」に於ける時計師は
はるくその子三條おぼえたりまゝと云ふ
多言する事ならず其れ莫吉の西國
の事なる「ダント」に於ける時計師の
名および其れ他名なる人の名を
辨せし種々の懐中時計を志す
輸入す是れより「寶造物」事
名なる至の家におわくハ使し
せむしその少く家にお遺憾小絶
あり故に明瞭ふされを証候

以て諸君に教知す
懐中時計の蓋に在りたる文字
はかくのおとく十八に記す
人が金十八カラと云ふ
の内金十八カラあり
百五十五カラあり
その寶造物の十八カラより二十四カラまで
の品は十八カラより二十四カラまで
るねに十八カラ以下の事
よして此見事いやすき品を辨之
術を後文に記す

外國の人より日本人も時計を
多く多くと人望を深むる時計を
之れも未のころは自ら買入る
金も心算方を主として他の國の人
々多分時計のそとに金を合
い懸る暗知の居るもの
といふ事本を此の金
之をいつて寶玉を
人の買入る金
の品物を賣るを
念を
製造

世の品柄と格別
手をとめ
あき
世上の人
其寶玉を買
機と換
之れ彼
其
金銀細工
彫物師
おるそのふし
品
善悪

向きしつゝの如き然色も時計師の
てく格段なる速いである世人の時計
を撰用するふにせり エラミモキ 十結する堅定
の如くぬをり

まゝと懐中時計ありし、魚時計の
若械り善き思き、体察知するもた
しつゝの盲目の如きも何れも次第に
果をさぐるもぬし若しも時計屋
のあらざるも、正しかりも時計の四
圓りまゝの六圓なる品のをる何れ

八圓ありし九圓も、たやま、賣
あゝと金一故、時計師の買人、
意中の買人、注意、せり、
おす、の種、ま、品柄の記、
は品、おす、の買人、
か、つ、つ、つ、つ、つ、
見、つ、つ、つ

まゝと椰子の印と第一等第二等の二
種なり蝶の印と第三等の無印と
第四等なり

けり四等々印の時計に於てハ下等の
品柄より工合よりハ下等なれども、
代價も下直ありハ時計に於てハ必
ず買入より十分ある用を以て買入
らばハおぼしきものありぬ、
蓋し

於今世人を欺くものハ、
「ベルツ」 「モロネ」 「クレゲ」 「ド
ホロ」等す、
評儀に於てハ一般に名士の時計師

ふりて本職業小あり、
計屋に於てハ、
世人の心を欺くものあり、
此等を示を信する者、
通理を知りて、
我々の利益を

一人の害を避るる方々
 此の時代の製造者
 製造者曰く曰く曰く
 四年の経験よりして世人の心を
 知覚す。故に教へてまふ事せざ
 らば、技術の没明しを恐るる事
 あり。目今此の時計職より於る歴史
 上りよる心算なき事や。其考
 を我より「エニヤツフマン」

一、時計の器械より其の技術
 の一格より其の号械の善悪あり
 時計職より其の日計より其の
 我々、造る意を以て心算を以て

○時計の蓋鎖より飾り細工を以て等し
 製造より其の剛ひらきたる金の品
 位、飾り時計の鎖より其の遊指輪
 又、其の造りより其の純金の位附の

別、其の造りより其の「二十四カラ」
 西の造りより其の造りより其の造り
 質の確実なる西の造りより其の造り

何れの品位なる金に
て行つた
此の區分を金を以て「佛朗西」
「英吉利西」獨逸等其他の許多を
る國々におわくは、是を用ひ
る處も亦あり


○佛朗西 瑞西 伊古利亞 亜ベルジック等の
國々におわくは、金の品位を十分の
若干ありは、百分の若干分とい
ゆる割方をなすて其區別を定むる
方法とすといつても、前なる文に

いふところより、金の品位も二十
四カラより、金を以て品位を
分ける基礎とあり、金以外
の品位するもの金の多寡を知
るに、瑞西におわくは、色
を金の品位と針算するといふ
ものあり、金の品位の細工ものを製造
するに、金の品位 18K 14K 此の土質を
押す金を國の風習とあり、ある
るに、國々にて、此の土質のよ

あつたものハ十八カラちり下ちりもの
十四カラちり十八カラちりをいふ
二十四分のちりちりおわく純金が十八
分ちり他の金属ちりそのが六分
ちり合交和せりをちりちり
よく互ひり是を辨別すあお
西國の「ハーミヤ」にちりちり地
ちりちり金をちりちり製造せり
別枚の受合する官舎ちり
別りちりちりの極印を揮すちり

ちりちり18K此の十八カラのちりちり
あつたものハ此の國のニツを
この上ちりちりちり一般に
諸國はちりちり合をちりちり
ちりちりちりちりちりちり
時計の金乃品位十八カラ
唯此のちりちりちりちり
ちりちり
○買入り心潔ちりちり
ちりちりちり金の品位が十四カラ

ふたては他の部々の極印を推して
おくより十四カラといつは純粋なる金
位十四分一混和色合せる要の他乃
金五属が十分ありすれども純粋なる
金位十分の内一あわく精金五百八
十三分一充ちあり

○南西國なる「ハトニヤ」テルといふ
の政府の極印も  右あり十四の數
を以てとも「牡羊の首頭」の
を以てし佛朗西國にては18K右あり

十八カラの金の品位唯いづれの之の
志よりば鑄つて用ひる事あり十八
カラも千分の内もたて七百五十分乃
純金一ありあり此証となす要の
を以て「鷲」の首のつを圖して即ち
さしあすあり

○買入よりおと下等なる品位の金はお
かき金をほけり要の鑑つる目的
があるより夫を瑞西國より來り
くる金造の時計より飾の細工

その類々ありて此の下條より
示する要の證しあるべき
花しるを見るときは買ひし
ぐらふたて真一確乎と
目途てあり

○瑞西國の都會あり「ゼネーブ」
G加のゆゑある「ツ」の文字乃極
を押しし十八カラなる金の
品位であるなり及び時計の蓋
の向し押しし 18K 十八カラなる数字

よしてハ買ぬの金性の品位の等
級を明細に知り得べき
もぐりしものなりいかん
数字を職人ありハ製造人
自分より是を押しし
飾り細工の者なり
本國の證しあるもの
受合官舎の者なり
主よりしを 慥らあるけ
うけ取おきしべき奉
行要る心

厚くする

○金の品位をよびに混和包合物のある
金属よおのろく段階をなすもの相違
をよく明瞭に辨へてせんが有る
た小金位の等級をなすに掲出せる
新載する事法なり

○二十四カラ

第一等の金位より精金九百六十
分の千分の千あり

○二十三カラ

第二等の金位より精金九百六十
分の混合の金属四十二分あり

○二十二カラ

第三等の金位より精金九百十六分
混和の金属八十四分あり

○二十一カラ

第四等の金位より純金八百五十分
混和の金属百三十分あり

○二十カラ

第五等の金位より純金八百五十分

分混和の金屬百六十七分あり

○十九カラ

第六等の金位一々、純金七百九十分
混和の金屬二百十分あり

○右のぶらりるる金の文合をくらくくの
飾り細工をふあひく、真は邂逅
は月ひらりるるありいかんとされ、此文合
の金の性質いさゝかものいむも柔軟で
ありゆえに美觀なるよき仕向の
磨石が利さぬおもしろ度外の文合を

を以て金の甚く多き時とらぬれば彼の
金の形容をくやく減して仕舞ふる

○飾り細工をその不用ゆふあひく量目
度量をそのたの流通の金位混合を
了知考す

○18K此の十八カラといつるをくら純金
七百五十分を混和物の金屬二百五
十分混合せしめり

○さうして下等なる金の品位よりきり

の買入にあわく確りしき注意ありしに
 き味を要すし其の下等なる金位に付
 たり其金位を減らしし其の相違し
 して飾り細しもの等小粒を志むく
 18 び十八ある数字を志すし其船を輸入
 する事ハすれり其賣捌り成りから
 容易くせんが考あり
 ○上等なる品位の金を用ひて製造する
 こと時計にあわく是をいさくく金く
 見し時ハ果して下廉なる價ありし

事この考ありしに
 得るに要する此十八カラの品物十は
 たら上品の金位七百五十分混和して
 製造するし其の品をのふあつくと
 かるべし其受合の官舎を確りする
 こと其押さるるに及ぬ此保元
 なる官舎といふものハ我らどもは
 希望する其の大臣政府少で建長
 けらしむるものあり且つて此官舎
 たるはわらるる敷料を収め日本

輸出入の物品の
純金を
検査して
保証を
する
場所

○十八カラ

純金七百五十分混和物二百五分

○十七カラ

純金七百八十分混和物二百九十二分

○十六カラ

純金六百六十分混和物三百二十四分

○十五カラ

純金六百二十分混和物三百七十五分

○十四カラ

純金五百三十分混和物四百十七分

○十三カラ

純金五百四十分混和物四百五十九分

○十二カラ

純金五百百分混和物五百分

○十カラ

純金四百十六分混和物五百八十四分

○九カラ

純金二百七十两混和物六百二十五两

○精金の代價を明細に察知する事と
カラの度と因て連合を多しぬと
つハ十八カラある品位と九カラある品位
すくと十二カラの品位と小おのを代價の
段階を區別する事多しと審か
確實ありとすくと至つくと
買入がかく明瞭と差別を致せず
すると此の差別を致せりとハ功考ある
人よりあるとす

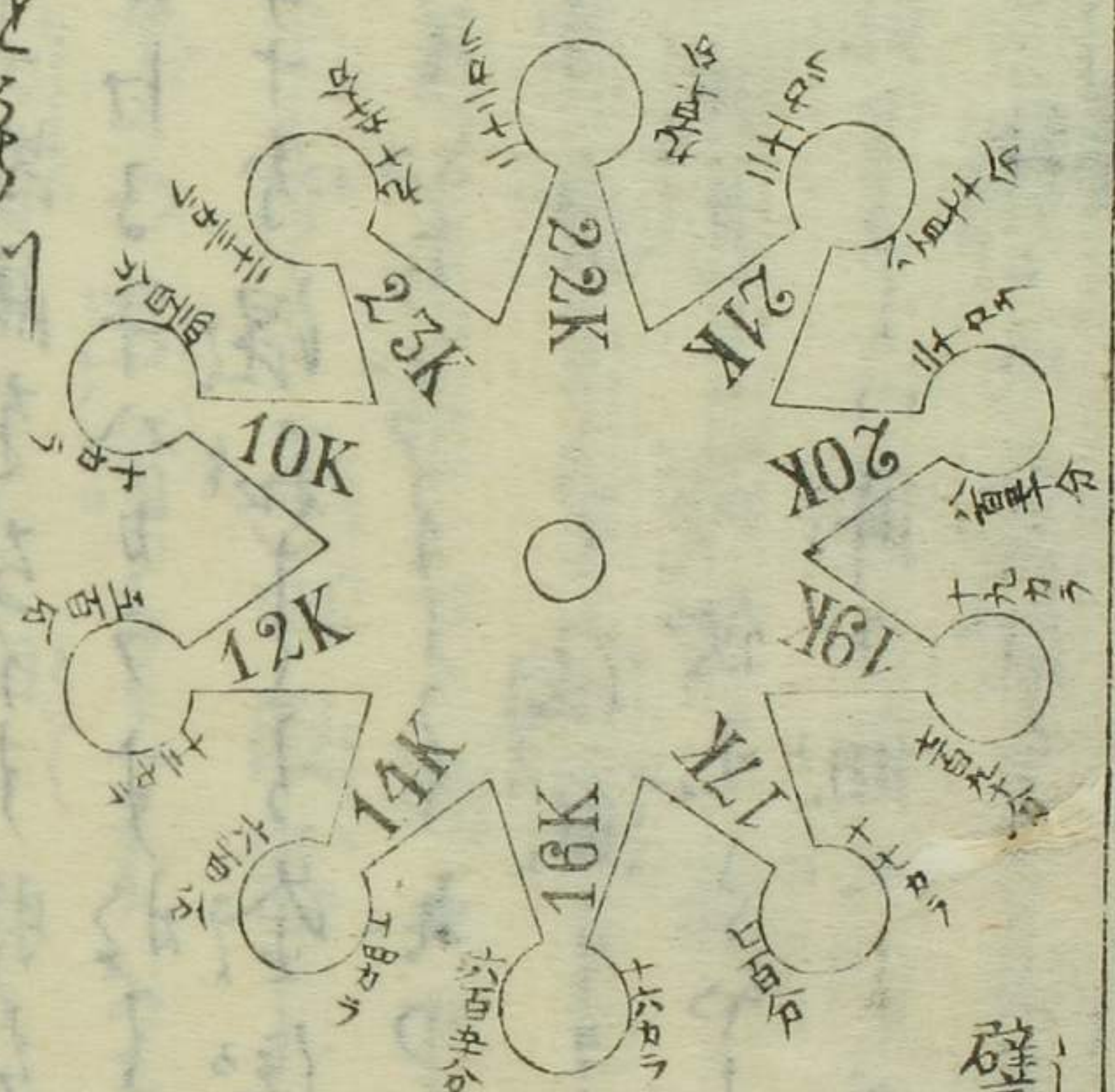
○金性の品柄を明らうとすると
よハ惣々の時計師とすると
飾り物師とするとハ
らぬとするとハ
を詳らうとするとハ
ある業とあり

○飾り細工のもの商人ありハ
工場の師を摺石和名ツとすると
之をあらうとするとハ
を燧石の種類とするとハ

之る薬品ををけてさらし陰一かけ
うらいつても石色のさくらに敷せざり石
「ピチユトム」より鑲は膏を
合番一極かづき性質をいづけり
少く其すり石なる物の中一極少混
交る一極く石面微密一極をあ
くす金の石質よりするより此つす
石の表面より細工ものを座手擦す
まじ其金の色を石面小現しす
更何れんとも金色の上へ薬名「アレー

「ドアツチツク」九十八分「アレードクロリド
リツク」二分「浄水」二十分を混合し
六の一點滴をちがす時を平布の度
よおける十八カラすり千分の七
百十分を混和し金位よおるハ
をもちしちまうし其の金色を
る事より依然よりそのまう
○この試見を簡便小くやういさん
と欲すより飾り細工ものを較す
者種々の金位をとりまう「ボタ

銀位混合表



確言へハ十カエトハ
 千分の内純銀
 四百分混加物
 六百分ありを
 の他ら
 準らるる

○銀の混合を金とすべし
 一様である
 試見しえ了て
 純銀すつきもの
 二を

をなすも金の
 明ら小之を知覚する
 法方す
 瑞西國「ローニヤール」といえる
 地少於を餘り
 此極印を揮せら
 極
 印の周囲に鑄
 ため判符を揮してある

物品を左法通り賣買するに
之を以てしるべきあり

○懐中時計等よの以て織造するおの
の部がへひらくく小彼の之を以て保つ
事或買入おのて懸望せしむるおのぬ
そののち

○此のち佛蘭西よりおのてハ一方は婦
女の首頸いらくを圖せり他の方ハ靴
二のちあり英吉利西よりおのてハ冠と靴
獅子一匹と旗圖しを以てしるべきあり

附録

西曆一千八百七十五年五月一日

瑞西國政府の布告表

瑞西國政府布告す一千八百六十五年
十二月十八日を以て布告せし
金銀品位の儀一千八百七十三年六
月十九日小之を改正して翌一千
八百七十四年一月一日より專ら之
を以て發起せり今般第二の金位を
取設るに拾四カラと此の拾四カラ

一、右の金千分の内純金千分八
十三分を含むを以て、該金位を
保証するもの別、以下の保証印あ
り、その保証印を以て、今般商人
等を保証せんとせん、い、商人
等は、是を以て、以下の商人政府の
許可を得ず、その下等の金を保証
製造せし時計の裏蓋に十八カ
ラヤ、十四カ、の数字ヲ彫刻し、
其の数字は至りてハ金めつきの時計

蓋へ右の数字を彫刻し、その
を賣渡すもの、その数字あり、その
向、後、数字あり、い、その
政府の保証印あり、金属をす、す
偽物とす

一千八百六十五年十二月十八日を以
て、取定め、金属検査局の法
則、今般左の通り変更せり

第一條

瑞西國「ハニヤ」テイールの検査局

一、金銀を検査せし後其品位を保証するに政府の捺印を以て之を証す

第二條

政府より出たる金銀を検査せし後その品位を保証するに三つの捺印を以てすすは之をたし記載す

一十八カラを

金千分の内純金七百五十分を含む

一十四カラを

金千分の内純金五百八十三分を含む

一、銀位より千分の内純銀八百分を含む

右の如く確定すは十八カラ

の金位より餘分三分を増加して

千分の内七百五十三分を

十四カラの金位より餘分十を増加

し千分の内五百九十三分を

銀位より餘分五分を加つて千分の

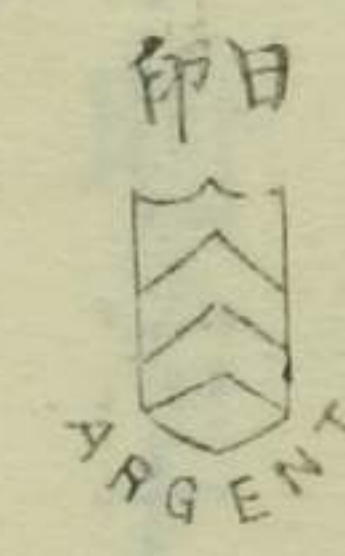
政府の保証印をたゞ記載す
 十ハカラの金債を保証すハ二ツの
 検査印を以てす



印日 (是ハ用ム事)
 印新 (今般ラナク用)

金位十四カラを保証すハ其下十四の数字
 あり其下の数字

一 銀位八百分を保証すハ二ツの検査
 印あり



政府の検査局、その右証印を
 押す時、金銀の品位、適當
 右政府の保証印を覆せ、金銀その
 他の金属へ押印する、そのなぐびふ
 買入人を、たゞ、一、所業を、あす
 者、其罪の輕重、一、禁獄、一、ケ

月より乃至六ヶ月の所分可致事
於瑞西國ノシヤテール

千八百七十五年五月一日

瑞西國政府の總代

大頭領 コルナイス

同書記官

ニユバ、プルカイン

印

西曆千八百七十七年

日本明治十年中ノ時刻

割合表

此表ニ毎日衆人ノ

所持セル通常ノ時計ト眞實ナル時計トノ

相違ヲ顯ス者ナリ

眞實ナル時計トハ即チ

日時計ヲ言フナルベシ

此表ニ記載セル時刻ハ總テ

横濱ヲ以テ元トナス最モ日本國內ハ何レ
ノ所ニテモ同一時刻ト看スベシ

該眞實ナル時刻ヲ知ラント欲シテモ
村遠邑探ニ於テハ其時刻ヲ知ルベキ器械
モ無之時爲ラレシハ人名製ノ「コロノメ」

ト此ト言フ時計ヲ以テ眞實ナル時刻ヲ

得知スル方法左ニ記載ス

此「コロノメ」ト此ト言フ時計ノ「ミ」ニユウト
ノ割合ヲ以テ算當スレハ眞實ナル時計
ノ時刻ヲ得知スル容易カルベシ

千八百七十七年

日本國內時刻表

月	三	月	二	月	一
三十日	十五日	十五日	十五日	十五日	十五日
十二時四分十七セコト	十二時九分七セコト	十二時九分七セコト	十二時九分七セコト	十二時九分七セコト	十二時九分七セコト
月	六	月	五	月	四
二十日	十五日	十五日	十五日	十五日	十五日
十二時四分十七セコト	十二時九分七セコト	十二時九分七セコト	十二時九分七セコト	十二時九分七セコト	十二時九分七セコト

月	九	月	八	月	七
三十日	十五日	十五日	十五日	十五日	十五日
十二時五分	十二時五分	十二時五分	十二時五分	十二時五分	十二時五分
月	二	月	一	月	十
三十日	十五日	十五日	十五日	十五日	十五日
十二時五分	十二時五分	十二時五分	十二時五分	十二時五分	十二時五分

在横濱町會所ノ時計ヲ見テ正午十

二時ノ時ハ即チ 緯度

東京ニ於テハ 十二時。二十六セコント半

下田ニテハ 十一時五十六分四十

大阪 天保山 十一時四十三 十二

兵庫 和田三寄 十一時四十二 十二

下ノ関 イサキ 十一時二十五分三十二セコント

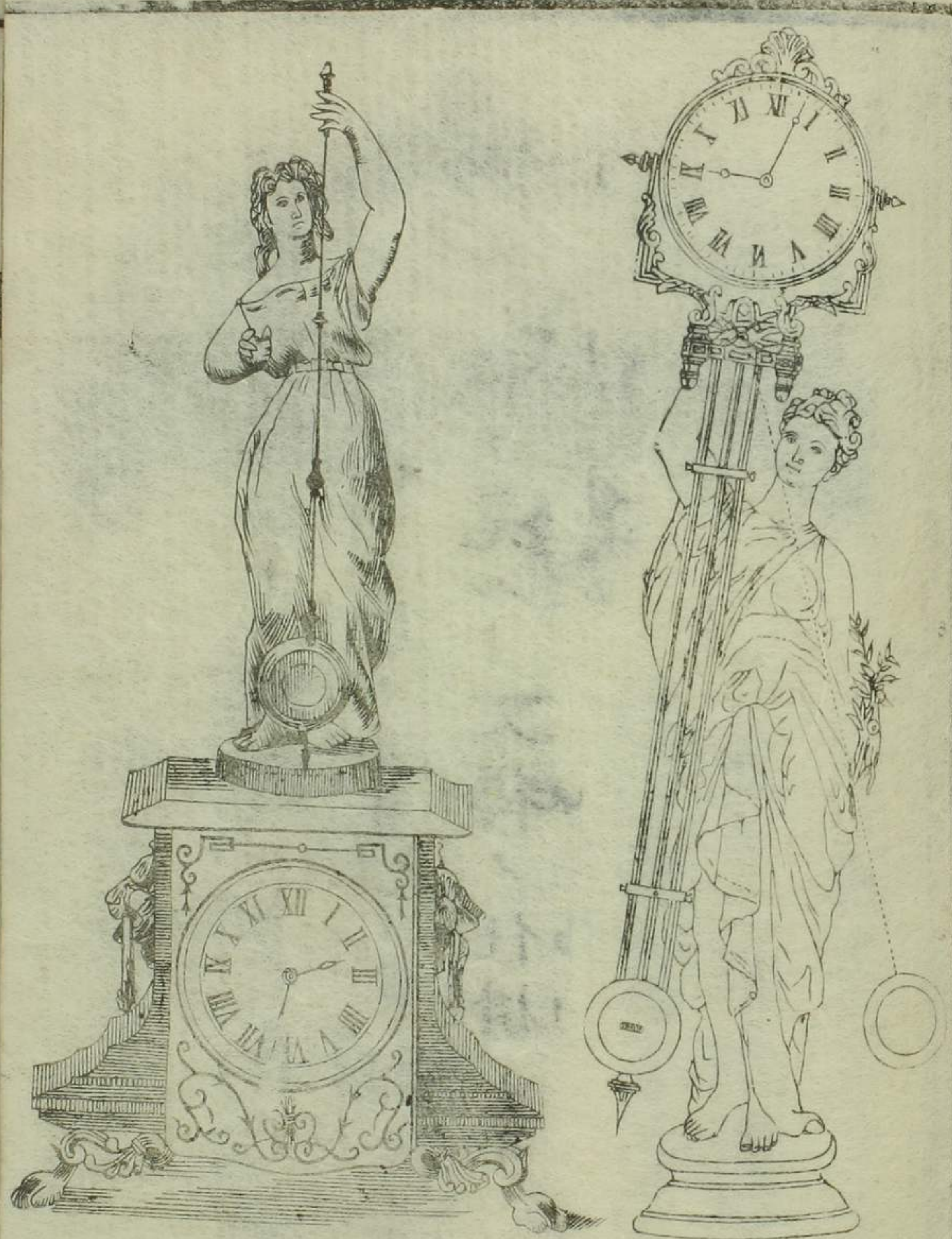
長寄 イノヲ嶋 十一時二十分 二十六セコント

地名	時	分	秒	緯度
横濱	十二	〇		三十五二十六四十九
伊豆 三浦	十一	五十七		三十四三十四二十
同港 下田	十一	五十六		三十四三十九五十八
品川 臺場	十二	〇		二十六半三十五三十六三十
相模 ツルギサキ	十二	〇		二十三十五八
同 カンノ崎	十二	〇		二十四三十五十五
安房 野島サキ	十二	〇		五十八三十四五十三二十
下総 イヌホイサキ	十二	四		五十八三十五四十三三十
相模 三崎 ヨカヅ	十一	五十九		五十二三十五七四十

奥州 青森	十二四十八四十五十一四十五
陸前 イシノマキ	十二六二十四三十八二十六
北國 弁天嶋ニメロ	十二二十三三十二四十三三十三
ハコタテ ノシヒヤス崎	十二二十四四十四四十三二十一
ハコタテ エゾ	十二四十八四十一四十六五十七
阿波 エノ崎淡路島	十一四十一二十四三十四三十七
ナバイ島	十一三十六三十九三十四二十九三十五
長門 下ノ関	十一二十五五十五三十三五十九十五
肥前 エボ島	十一二十一十九三十三四十二三十八
九州 サタノミサキ	十一二十四二十四三十五十八三十

時分抄

駿河 ヲマイ崎	十一五十四三十二三十四三十六
志州麻 トバ	十一四十九。三十四三十四
マトヤ アノリサキ	十一四十九。三三十四二十一五十五
紀伊 カレンサキ大嶋	十一四十四五十二三十三二十八
シホミサキ	十一四十四三十三三十三二十六
泉 トマカイ嶋	十一四十一二十五三十四十六四十
支那 ヘギン	前十。十七五十八三十九五十四十三
香 港	前十。八四十。二十二十六二十九
イギリス ロンドン	前。四十一二十四五十一三十四十九
フランス ハリス	前。五十三十九四十八五十一十一



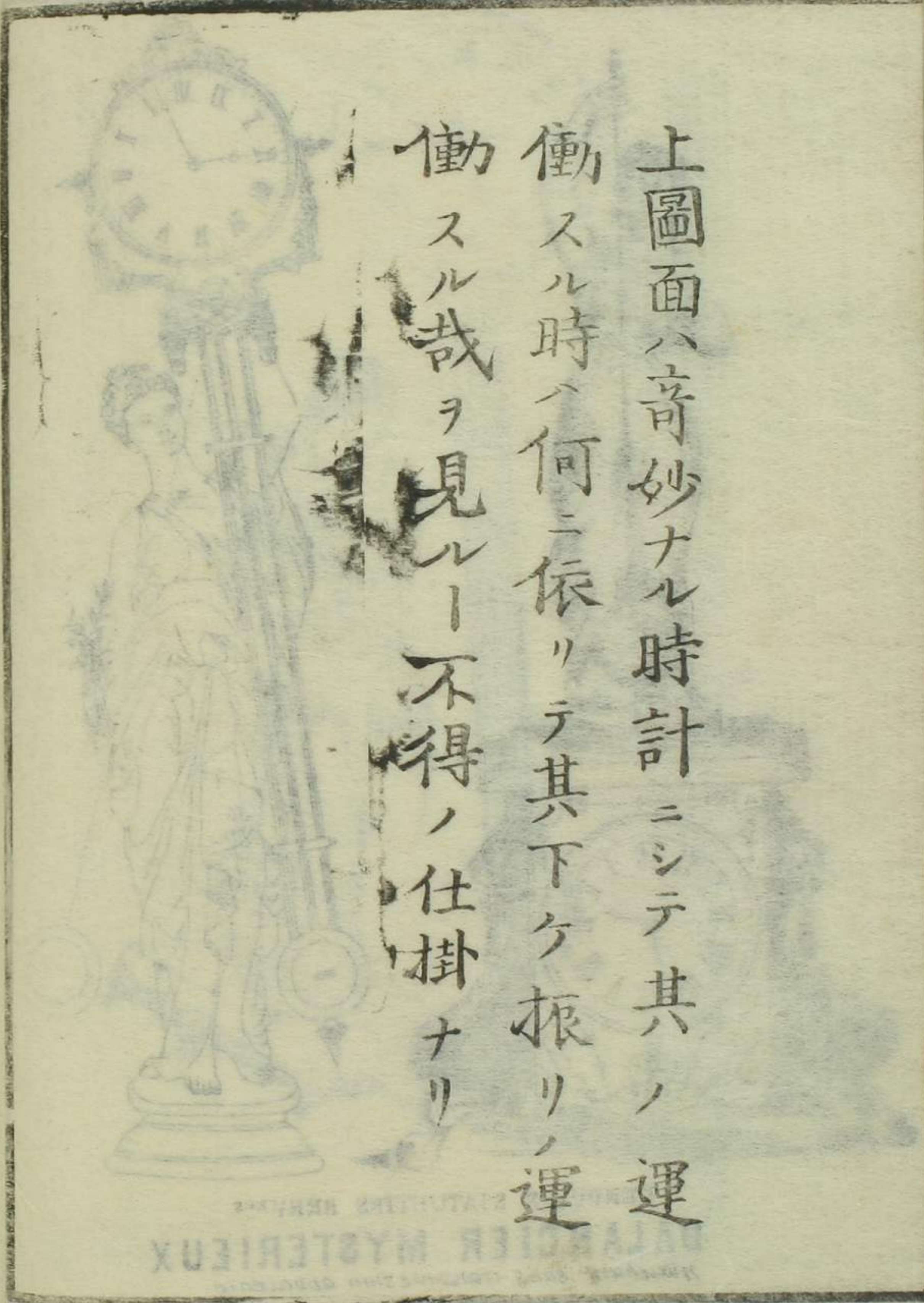
PENDES STATUETTES BRÈVES
BALANCIER MYSTERIEUX
Marchant sans transmission apparente





上圖有之機械樓塔
 時計表面^{エトウ}四方又亮
 方^{サシワタシ}而モ經三尺ヨリ一丈
 其餘^{ニツト}モ御好次第方
 今皇國中樓塔注
 拙店^ニ而御注文請合
 仕掛候得者左ニ

廣告



上圖面ハ奇妙ナル時計ニシテ其ノ運
 働スル時ハ何ニ依リテ其下ケ振リノ運
 働スル哉ヲ見ル^ル不得ノ仕掛ナリ

M. L. B. & CO. LTD.
 10, RAFFLES PLACE, SINGAPORE.
 THE GREAT EASTERN DISPENSARY
 10, RAFFLES PLACE, SINGAPORE.
 THE GREAT EASTERN DISPENSARY
 10, RAFFLES PLACE, SINGAPORE.

東京 本郷醫學校
江戶橋 京屋伊和造買次
 八管町小林本店
 通四丁目小林出店

大阪 區務所
 鐵道寮
 郵便局
 外館江一ヶ所

東京上野博覽會
外神田京屋伊和造出店
東京京橋區五
 泉州堺江一ヶ所

横濱 本町町會所
 郵便局
 高嶋町一ヶ所

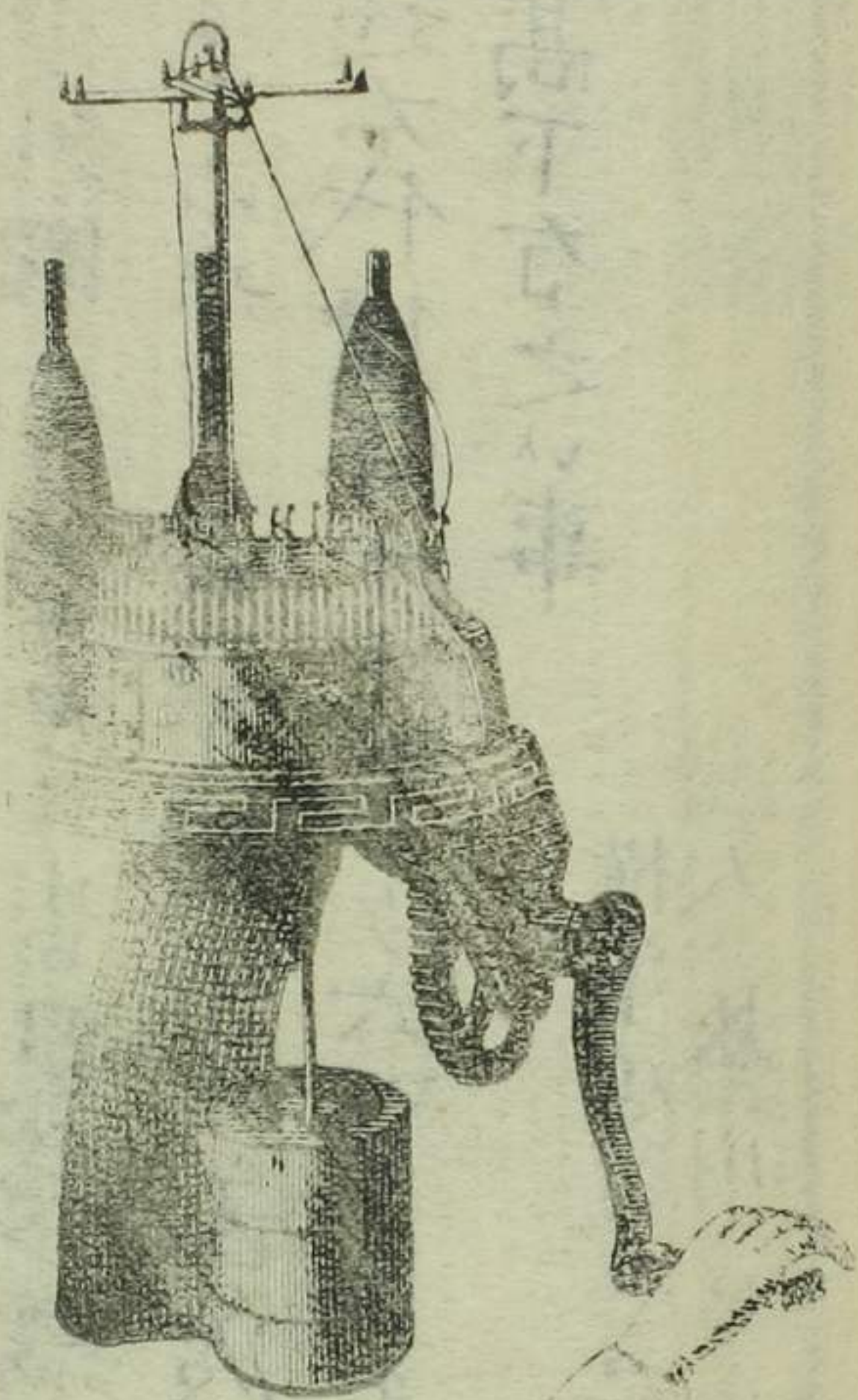
朽木縣師範學校
東京外神田旅籠町丁目十三番地
 京屋伊和造
 本店一ヶ所

山形縣師範學校
 同縣下渥美郡役所

塔ノ上ニ時計ヲ置附ル事

塔上ニ時計ヲ置ニ重ノ降ル道ヲ成丈長クスル事尤モ
 肝要ナリ就中此長サハ日モチノ時計ニ一般不充
 分ナリ今此長サヲ増ニ三四本ノ綱ヲ懸クルナリ
 滑車ヲ用ユ他ニ好キ仕方ナキハ右ノ仕方ヲ用ユルナリ
 而シテ鐘槌ノ勢力カハ鐘ノ重力ニ隨テ増加スルモノニテ則チ
 鐘ノ重クシテ大ナルキハ自然鐘ノ含タル金屬ハ量多シ然
 レバ此鐘ヲ響音鳴セシムル槌ハ其鐘ニ隨テ強カヲ要ス
 鐘ノ形ニ規則ニ隨テ製造シ其重力ハ其直徑ヲ以テ
 知ルナリ
 (エトウ)ノ直徑ハ塔ノ高サニ隨テ定ム到底此直徑ハ塔ノ

高サノ十分一ニテ仮令ハ塔ノ高サ十(ノエトル)ナレバ(エ
 トウ)ノ直経壹(ノエトル)ニシテ可ナリ
 長短ノ針ノ大サモ(エトウ)ノ大サニ隨而増加ス
 時計臺ヲ設立スルニ
 第壹其内外ノ圖ヲ製スベシ
 第貳鐘ヲ釣ルニ其音響ノ幾町ニ達スルカヲ述ベ次ニ
 其重ト直経トヲ演ルナリ
 第參前ニ演タル法ニ依テ(エトウ)ノ大サヲ定メ而(エ
 トウ)ノ穴ハ直経三(デシ)ノエトル)ヨリ六デシム位ニナス透
 明ナル(エトウ)ハ其大サニ穴ヲ穿ソナリ
 第四重ノ降ル高サヲ知ル支充肝要ナリ



廣告

ノリヤスの機械
 外國のノリヤス
 製造場ヨリテ
 用ル機械也

同品ノ如ク蒸氣ヲ仕掛ケても手ヲ廻ハして
 宜シク品柄何れも丈夫ニシテエ合も能ク
 其遣ひ方ハ御買の節ニ精シク御傳習ハ
 可申且つ當節日本ヨリ追々トノリヤリ織方
 相開けゆも實ハ私店ヨリ先年その機械ヲ

最初當七月中イギリスのコンシユルより其筋の
 差出の報告書中より日本人がメリヤス機械を
 用ゐる事ハ大坂より多く開け縹絆股引の類
 も相應の出来其價ひに至て安直なれば外國
 より輸入する品への勝事あるはず夫故に日
 今外國よりメリヤス帛足袋縹絆股引を輸入す
 るもの無くと云へり機械の差渡一六寸より一寸以上
 迄右代價洋十ドルより六百ドルまで有機械の大小にて
 高下有之の事

横濱居留地百七十五番
 大坂川口拾番
 アブルブランド

機械

前記載ノリヤス

一拾壹寸ヨリ十七寸迄ニ而股引仕上ゲ四ダース

代價壹ダースニ付

凡 金貳圓宛

一 糸入目

英斤

十壹斤二分五厘

百斤二分四拾弗ノ割

又代價四弗半

又縫手間廻リ切代

五十錢

ノ金五圓也

ノ金三圓 器械手間代當

樓塔定價

樓塔時計毎時及ヒ半時ハーフアワー打チ鐘ノ重サ十斤ヨリ
 二拾斤マデ時計ノ差渡シ貳尺五寸ヨリ三尺マデ
 (六十弗ヨリ貳百二十五弗マデ)同鐘ノ重サ四拾斤
 ヨリ二百斤マデ時計差渡シ四尺五寸ヨリ五尺マデ
 (三百弗ヨリ六百五十弗マデ)同鐘ノ重サ八十斤ヨリ
 三百斤マデ時計差シ渡シ五尺ヨリ八尺マデ(四百五
 拾弗ヨリ千弗マデ)同毎時半打チニテ鐘ノ重サ八
 百斤ヨリ六千斤マデ時計差渡シ五尺ヨリ壹丈
 貳尺以上(千弗ヨリ二千弗マデ)

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '名入日' and '又外'.]

横濱百七十五番
大坂川口十番

フアブルブラント

